

能登町電子入札運用基準

(※経過措置分)



能 登 町

1 電子入札システム未登録者について

1-1 電子入札システム未登録者

電子入札システムを利用できる環境が未構築等につき、電子入札システムに対応できない者（以下「電子入札システム未登録者」という。）については、電子入札システムの初導入に鑑み、導入年度の一年度間に限り、能登町から個別に書面を以て指名通知書等の郵送を受けることができるものとする。

1-2 電子入札システム未登録者の紙入札による参加

電子入札システム未登録者となる者は、速やかに「令和3年度 紙入札方式承諾願兼誓約書」を能登町が定める書式にて提出するものとし、能登町は、令和3年度中の運用に限り、紙入札を認めるものとする。

1-3 電子入札システム未登録者の入札手続

入札書及び関係書類並びに見積内訳書等の提出については、町が定める期日までに郵送又は持参にて能登町まで提出するものとする。また、郵送時にあっては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、この場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、入札案件名を記載のうえ、中封筒に入札書及び必要に応じて見積内訳書を入れ、その表に入札者の商号又は名称、入札（開札）日及び入札案件名の記載が確認できるものを有効な書類として認めるものとし、持参時にあっては、二重封筒にする必要はないものの、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、入札者の商号又は名称、入札（開札）日、入札案件名の記載が確認できるものを有効な書類として認めるものとする。

なお、能登町から電子入札システム未登録者への落札決定通知等については、口頭その他適切な方法により行うものとする。

1-4 電子入札システム未登録者の各種締切日時の取扱い

原則、電子入札における各種締切日時と同一として取り扱うものとする。ただし、指名競争入札においては、能登町が個別に郵送する指名通知書に記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この運用基準は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。